

転入

該当する手続きをご自身でご確認ください。

	該当する方	手続	該当	必要書類等	受付窓口
印鑑・カード	印鑑登録を希望する方	印鑑登録		本人確認のできるもの	①市民課
	マイナンバーカードを持っている方	継続利用手続（転入後14日以内） 券面の記載事項変更（住所変更） 電子証明書の発行（必要な方）		マイナンバーカード	
	住民基本台帳カードを持っている方	継続利用手続（転入後14日以内） 券面の記載事項変更（住所変更）		住民基本台帳カード ※電子証明書は失効しています。必要な方は、マイナンバーカードを取得してください。	
	マイナンバーカードを申請中の方	住所の異動により申請が無効となるため、改めて申請する必要があります。		①申請書（HPからダウンロード又は市民課でも配布可） ②証明用顔写真（3.5cm×4.5cm）	ご自身で申請書受付センターへ郵送
障がい	障がい者手帳（身体・知的・精神）を持っている方	障がい者手帳に関する住所変更等の手続 手帳の住所変更に伴う障がいに関する手続、その他サービス等の手続		障がい者手帳 ※受給している手当、サービス等によって必要なものが異なります。詳しくは窓口でご説明いたします。	⑬福祉相談課
	障害福祉サービスを利用している方 自立支援医療受給者証（精神通院）を持っている方	受給者証に関する住所変更等の手続 ※事前に受付担当課に御相談ください。		受給者証	⑫高齢障がい課
	障がい・難病関係の医療費助成を受給している方[特定医療（指定難病）、マル都（難病・B型C型ウイルス肝炎・大気汚染・被爆者健康手帳又は健康診断受診者証又は手当証書）、心身障害者医療、自立支援医療（更生医療・育成医療）、小児慢性特定疾病医療]	受給者証又は医療券の住所変更等の手続		制度によって必要なものが異なります。医療証等を持って窓口にお越しください。	
	身体障害者手帳（1・2級）を持っている方 精神障害者手帳（1・2級）を持っている方 愛の手帳（1・2度）を持っている方	ごみ袋減免申請 （この中で2つ以上当てはまる場合は、いずれか1つでの支給となります）		①手帳②前年度の非課税証明書 ※世帯全員が非課税であること	清掃課 （リサイクルセンター）
その他	75歳以上の方のみの世帯			①保険証②印鑑③前年度の非課税証明書 ※世帯全員が非課税であること	
	妊婦	妊娠届出書の提出※ 妊婦健康診査受診券の差替え （都外から転入の方のみ必要）		本人確認のできるもの 旧住所地での受診券	子ども家庭課 （あいとびあセンター内） ※は①市民課でも可
	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届の提出		旧住所地での犬鑑札	①市民課

税	原付バイク（125CC以下）を持っている方	原付バイク（125CC以下）の登録	①廃車申告受付書 ②印鑑	⑦課税課	
	国民健康保険に加入している方	国民健康保険に加入	—	①市民課	
保険	国民年金を受給している方	国民年金の住所変更	—		
	後期高齢者医療被保険者証を持っている方	後期高齢者医療制度へ加入	都外からの転入は負担区分証明書		
	要介護認定を受けている方	要介護認定申請	介護保険受給資格証明書	⑫高齢障がい課	
子ども	小学校就学前までの子どもがいる方	乳幼児医療費助成申請	①子どもが加入している健康保険証の写し ②申請者の本人確認書類	⑳子ども若者政策課	
	小・中学生の子どもがいる方	義務教育就学児医療費助成申請			
	高校生世代の子どもがいる方	高校生等医療費助成申請			
	中学生以下の子どもを養育している方	児童手当認定請求	①受給対象者（保護者）の健康保険証の写し ②受給対象者名義の振込先口座の分かるもの ③マイナンバーカード（受給対象者および配偶者）		
	20歳未満の心身に一定の障がいのある子どもがいる方	児童育成（障害）手当申請	①請求者及び子どもの戸籍謄本 ②請求者名義の振込先口座が分かるもの ③身体障害者手帳等の写し		
	ひとり親家庭等に該当する方で申請年度末（3月31日）までに18歳に達する子ども（重度障がいの子どもの場合20歳未満まで）がいる方	児童育成手当申請 児童扶養手当申請（前住所地からの継続認定申請含む）	①請求者及び子どもの戸籍謄本 ②請求者名義の振込先口座が分かるもの ③マイナンバーカード		
	特別児童扶養手当を受給している方	ひとり親家庭等医療費助成申請 特別児童扶養手当住所変更届	健康保険証（親・子ども） 特別児童扶養手当証書		
	小・中学校（私立含む）に在学の子どもがいる方	転校の手続 就学先の確認	①在学証明書 ②教科書給与証明書		㉑学校教育課
	18歳以下の子どもがいる方	子どもの予防接種	健康推進課へご連絡ください。 （03-3488-1181）		健康推進課 （あいとびあセンター内）
		乳幼児健康診査（3～4か月・6～7か月・9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）、各種相談	子ども家庭課へご連絡ください。 （03-5761-9200）		子ども家庭課 （あいとびあセンター内）

※「必要書類等」は、主に必要となる書類であり、場合によってはここに記載されている書類以外にも必要となることがあります。
 ※マイナンバー（個人番号）が必要な手続は、本人確認書類が必要になります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。